

福生町議会全員協議会記録

一年日時 昭和三十八年六月二日

午後五時三十分

出席議員 本会議に同じ

役場側出席者 本会議に同じ

議長(石川信義) ただ今より協議会を開きます

お諮りいたします十八番議員より緊急質問が提出されておりますが如何いたしよろしいでしようか

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認め十八番議員の発言を許可いたします

ます

議長(石川信義) 十八番議員の質疑を求めます

一 十八番(田村祐二) お許しを得ましたので自席から質問いたします

質問の内容は牛浜駅の屋上利用の実施に伴います町が国鉄に義務つけられまして六百万円の支払に對しまして

地元の寄附行為がどのような進捗状態をいつたしておるのかと言う内容の質問であります。

本件は留保方々よく御存じの通りであります。が、昨年の五月以来重要問題として考えられておりまして、議会といたしましては、この問題については理事者の強い信念を得るまでに色々議論をいつたしております。

五月三十日の議会におきまして私の質問に対しての理事者の答弁、これは特に川堤助役でございまして、たが、答弁の内容からいつたしますと、つら／＼国鉄側との接衝過程はあるが、どうしてか地元で六百万円の負担をいつたさないと牛浜の屋上開れに基ききましますところの両面の出入りはできな／＼。どうしてかこの六百万円は国鉄に支払わなければならぬという決論からいつたしまして、この財源の求め方を地元の南北の商店街を主としていつたし

ました。有識者の御努力によりまして、六百万円又町がすぐには予算編成ができない場合には一時借入をして、おきまして国鉄の支払いを支弁しておき、予算化と共にこれを処理していくと、言う様な一つの線がはつきりいつたしたのであります。

その上におきまして私は議会から選出されてゐる監査員といつたしまして、つら／＼問題を監査する中に、その右この出納にかわる問題を特に重視しておつたのは、その前々年福生駅前広場の開設の場合に於て、地元負担の六百五十万円が当初は多額の初年度に於て収入されるべき性質が三ヶ年間にわたつてしまひまして、大変混乱をきたしたと、言う現状からいつたしまして、できるだけ、そういう過程にえとづきまします。現地の寄附はスムーズに受け入れられる様に、理事者の努力をいつたすべきだ、と考へた上に於て、その後の出納をはつきりいつたして、みだつと考へておつたのです。が、昨今までは六百万円の国鉄

に於ての負担の支払はすんでにすんでゐるにえかかわらず町に入つてゐる金は当初一方の口から集りました幾万円

の金しか入つておらないと言ふ現状であります。かかる事態は町の財政規模がだんだん／＼大きくなりまして運かします。又決裁いたします。金額が大きくなりますと理事者に於ても議員において熱心のあまり数字と言ふものについての冷静な判断又は反省がなされない事態がでてくる例えは百万円と言ふのは小さな数字のごときに錯覚を起すと言ふ様な発展途上の財政規模の増大する町村にはありがちな傾向が昨今なきにしろあらずであります。

私達がいつかの事業を起します時に自己負担の金額を少なくするため起債の運動を起しますが

これは小さく考えますと商店事業界に於ては

二五五

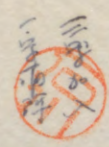
借金でありまして返済が義務づけられるのであります。して補助金や助成金その他に於ては町において税の負担の負担というのかかからないのです。そういうような考えからいたしますと、起債等の金額を増大にするのは町が健全に発展してある場合には誠に結構なことですがややえすると予想した発展より不順調な場合にはこれの償還に事欠く時代がくると思ふのであります。かような考え方を一つの起債補助金等に我々がヒントをあわせますとただ今申し上げました様な地元の負担にえとづきます。ある程度の処理と言ふものは早急にいたしておきませんと大百万円の支払がすんだあとは集まらないからそのままでよいと言ふような事がもしも理事者の中にお考へがあるようですと、これは重要問題であります。

これらについて昨年の五月から今日まで理事者が現地に於て寄附を要望したような会合その後の経理これらを我々の納得の行くように御説明をいたされたのでしてただ今申し上げました様にこれを追求すると言う様なことは申し上げませんので出来るだけすみやかに結論が得られるよう善処していただくことと云うような要望を前提といたしまして経過を御説明願いたい

この様に考へまして質問の時間を与えていただくまいしたと云敷く御願いたします

一町長(頼吉清蔵) ただ今の田村議員さんの御質問であります牛浜駅舎について昨年来いらくと苦勞をしてまいつた訳です

ただ今の御指摘の点はよくわかります、発展途上の町



として、かつ又都市計画に伴ないまする首都圏開発事業と云うような事業面に直面しこれを積極的に推進するということにはいらくな面がただ今御指摘の点があつたのであります、牛浜駅の問題えなんといたしましては将来の発展ということが考慮してどうしてえこれはこの際踏切切つて橋梁開札にえちこ、将来の発展に任せられた重要問題として解決しなければならんと言う気持ちによつてただ今の田村議員さんのお話のことく、国鉄側で要求いたしました六百万円の金は国鉄側に支払わなければ予定された駅ができない訳であります、こつうな面からふみ切つた訳です

現在その金は私の責任に於て金融機関から借りて出してあるのであります、二月の何日でしたか記憶しておりませんが払込んでくれると

直ちに設計にかかり工事を急ぐと言う通告を受けまして一応埼玉銀行から借り入れまして国鉄の方に支払ひましたその後設計が完了し入れが行われたか記憶はありませんが担当課長から今朝きつてまいりました所総工事が始められてゐるようであります。

こういう具合になっております。問題の地元の負担については昨年来強く東口西口にわけまして百万円づつを地元で負担していただくと言うことを数回にわたり地元の方々にお願ひ申し上げて来たわけです。

ようするに相互願ひにわたる寄附でありますので一時に出してということとは両方の町会は大変のようでありますのでしかしながら寄附ということとは先程田村議員の御指摘通り福生駅前広場を考へましても非常に日か延びれば延びる程だれると言うことではありませんが

これまでの問題を総合したり経験から考へますと結局まとまりがにぶいと言うことになります。

とりあえず町会の積立があるからとつておいてくれと言うのが日掛けから出た希松万円でその後は町内に割当てしてそしてそれをまとめて出してえらるようになつておるわけです。

何回かお願いしてあるところではありますが五月いっぱいまで会計年度の閉鎖までには是非たのむと強く要望してありますので近日中になんとか確定の線が出るであらうと考へますが要望したしました百万円と言う数字は今の状況下では無理の極であります。

面五拾万円と言う線はなんと考へてえらわなければならぬと思つておりますが町会が小さいこと大きな商店が少いこと非常に額の差で難色をしめしてゐるので

すが結局担当してゐる町会長さんは非常に苦勞しておられる様であります。そうした状況下であります。

この様なことで私に非常に苦勞をしております。くりかえすようであります。小さな町会でもありますし大商店が並んでいなので非常に協力心に苦しむそんな状態でありますので決して放任しておるわけではございませんが常に心配しておると言うことを御アノ承下さい。

今後これにつづきまして五日市線熊川駅の停留場の問題も大きく横たわっております。

電車が開通になりました。五日市から停留所に電車が止らないと言うことでそれでは熊川の方に申訳なつと何とか折角開設になつた電車を止めたいというので一応現状は電車はとまっておりますが停留所を移転したしますとその場所が道路の問題が生じる

と思つてゐる。な。又で熊川地区の今後の発展と云ふことを慎重に考え合わせまして今まで折角あつた停留所をこの際廃止すると言うことは忍びがたいことでもありますので、地元の方の御協力と相まつて町の方でも協力をしたいとこんな具合に考えております。

一ノ番(田村)私に質問した要旨については、大分町長から明確な御答弁がございましたので、ぜひそういうことで早く結論が得られるよう御努力をいたさうとお願ひするわけで、すが本件を特に私が取りあげて申し上げたのは五月三十一日と言う出納閉鎖期と言う大急の問題が一つと云う一つはこの問題がえし結果的にあまり好ましくなかつた場合には今後の町の寄附行為を仰ぐ場合には支障がおこるのではなかつたかという懸念を頭の中にえちましてここに申し上げたのであります。が、当時は負担金は決まつてゐ

いると町で出しておけあとで地元から寄附を募ればよいのだと、一回町で出してしまえば寄附金がいくらあつておつこのるわけにはいかないと、言う様な考え方がありまして、したので、それが結果的な数字に結びついてまいりますと、今後ただ今申し上げました様に正直なのは馬鹿をみるとかやつたのだけれど、しようがないとか、言う考へ方は大きな市を建設するには大きな支障となるのではなからうかと考へますので、特に本件を指觸いたしまして、回答をえとめながらなおかつ理事者にそういう現状ではとえかく反省を求めたいと、かような点で質問をいたしたので、宜敷く御了承願ひたいと思ひます。今後共善処をお願いいたします。

一十一番(山下幸三) 田村議員から午米駅舎の地元寄附の御質問であります。ただ今東口の方は集つて西口の園原は私

新居を備えておりますが、現況に於ては月前にこれは町内会役員等があがりまして、大きい所小さい所をとわず町内会として督促しておりますので、寄附金がなにか予定線に到達する様な御尽力を賜ります。御お願いいたします。

地元の状況はかような状態でありますので、宜敷く御了承下さる様、お願いいたします。

一議長(前信義) ただ今の田村議員からの緊急質問に対して御意見がないようでありますので、これで打ち切りたいと思ひます。次に私共の方から報告事項がありますので、報告させていただきます。

建設委員長辞職の件につきまして、御報告いたします。

昭和三十一年五月三十一日に有藤建設委員長が恥を辞したいと言ふことで、岸建設副委員長より私共の方に参つております。

議長のお場より御報告いたします。それにつきまして有藤さんよりお願いいたします。

二番有藤真二 ただいま議長さんの方より報告がありまして通り一身上の都合によりまして是非とも皆方方の御理解を得たいと思っております。何分よろしくお願いいたします。

理由といたしましては私が建設委員長で息子がただいま都市計画の方の主任をしておりますので自治法にのつとりまして、それにふつかる面が出来た場合には私として困るわけで、そういう面を私が考えます時にそれをいってやっております。私の町に対する上部にあたりまして是非協力であるように考えますので、この際に申出を議会にしたらわりです。どうぞ血教くお願いいたします。

一議長石川信義 岸副委員長よりの報告によりまして、その日は建設委員会がありまして、副委員長が病氣のため欠席をいたしました。

最年長者の清水議員が委員長代理をして議事を進行したので、清水委員から経過について御報告をお願いいたします。

一十三番清水市 週日五月二十日の建設委員会におきまして、委員長代理いたしました関係上私の方より御報告いたします。

五月二十日に建設委員会が開かれまして町長の挨拶が済みまして、議事に入ろうとする時に委員長より緊急提案がありまして、委員会を秘密会に切り替えてもらう、といったの申出がありました。内容はただ今有藤議員が申された通り、一身上の都合で委員長を辞したいと申し出がありました。が委員会としては慎重に検討し、全会一致をえつて委員長の辞職を認めたいと考えております。

一議長石川信義 ただ今報告を申し上げた通りであります。これに御異議ございませんか。

一十三番(大久保郎) ただいま有藤議員さんより建設委員長を辞任したい

と言う関係についてのお話しを聞いただけでありますが、その話しの中に地方自治法の百十七条に該当云々という問題とただいま清水議員から報告されました所の秘密会という、こういう関係について私共も有藤議員から私の家に来てくれたのであります。か一回もあつてなくて、そのような事情等聞いておうないわけですが、たまーく来てお話しが違つてゐるよう)に考へるのです。そう言う秘密会をなぜ辞職に対して聞かなければならないか。今有藤議員の辞職理由に百十七条云々の問題が出てゐる、こういう関係は少なくとも我々議員として、そのところを聞いた上になつてはどのような処理をしなければならぬかという大きな問題であり、秘密会云々と言う問題がその内容が流れてゐるというところと地方自治法百三十四条の罰則の問題が適用されてくる、非常にこの問題は難かしい問題にならうかと思ひます。まづ實際にやつた所のことをど

とか御存じの方の御説明をお願いしたい。その上になつて本件を納得していただくと思ひます。

この経過の説明をお願いいたします。

一七番(清水市) この内容については秘密会でござりますので、ここには御報告申し上げられませんが

一八番(大塚市) 秘密会の内容を聞こうとは思ひませんが、有藤議員さんには御質問いたします。

百十七条に該当してはなさるかという関係について、今回の委員の改選又は委員長選出の關係に長時間費やされたところの大きな問題である、これに対して一ヶ月たがずにして、その自治法の問題と関連したして辞職理由ということとは實際の上におけるところの自治法等々十分検討されたかどうか、その点も有藤議員さんに御質問いたします。

二番(有藤真二) 法でありますので、見解の相違があるかもしれませんが、

れど、私の見解によつては、ひつみあるような気がいたします。
 ので、えし、そういうことがあつては、自心も私も困るという
 面に於て、町の建設委員長という立場にありまして、それを
 ちゅうちよしなからうやるような面になりました。是所にも不
 幸になるという面から、一応一身上の都合ということ、で、辞表を
 だした次第であります。 どうぞ私の言うことを了とな
 されまして、委員会でも認めていただくので、どうか一つ
 お願いしたいと考へます。

一七番(大久保郎) そういつことになりますと、人事上の關係も該當す
 るし、またそういうことを言われて、少なくとも、福生の議会が
 そのまま、それでは、違反であるか、違反でないか、あるいは問題
 が起るか、起きないか、という、実に折角なつた委員長を、そのまま
 認めるということが、安否か、どうか、少なくとも、その本心を、は
 つきり、確かめないので、中には、本件ので、承は出来ない、若し

どうして、それという關係なら、有藤議員に、地方自治法を撤回し
 て、戴きまして、本堂の自分の都合である、ということの前提に、立
 つて、一つ、辭職の方をお願いしたいと考へます。

そうでないと、本問題は、我々議員として、そのような説明では、綱
 得できない、ということも、私は、はつきり、と申し上げます。

そうでないと、福生の議会は、こういう問題があつたと、けれど、
 有藤議員は、かかるのでは、ないか、という、点で、委員長の職を、退
 いた、ということでは、我々議員として、世間から、笑われる、とい
 う關係になります。この件は、もし、どうして、有藤議員が、心
 配があり、あるいは、辭職する、なら、ば、そう、した、一身上の都合のみ
 により、前回の、こと、撤回して、そう、願ひたい、とか、ように、私は、提案
 申し上げます。

二番(有藤真二) 大だい、私の申し上げた、こと、について、内容、面、につきま
 しては、誠に、申訳、ありませんが、今、大久保議員の、申された、通り、